

特定非営利活動法人びんご聴覚障害者福祉協会

定款

特定非営利活動法人 びんご聴覚障害者福祉協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 びんご聴覚障害者福祉協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市松永町1丁目22に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者が地域で自立した生活ができる社会の実現を図るため、介護支援・自立支援に関する事業や、障害者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用の機会の拡充を支援する活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (6) 聴覚障害者の福祉の向上に関する事業
- (7) 一般旅客自動車運送事業
- (8) ピアカウンセリング事業
- (9) 聴覚障害者福祉に関わる人材育成事業
- (10) 聴覚障害者の権利擁護事業
- (11) 聴覚障害者の福祉に関する情報提供事業および研究事業
- (12) 聴覚障害者の福祉に関する施策提言事業および啓発事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込む。理事長は正当な理由のない限り入会を認める。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を速やかに通知する。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入する。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して1年以上の会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与える。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員

(種類および定数)

第13条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人をこえて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会

または所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充する。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与える。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義

務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会はこの法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (6) 事業報告および活動決算
- (7) 役員の選任および解任、職務および報酬
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第24条

- 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項1号および2号の規定による招集があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集する。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知する。

(議長)

第25条

総会の議長は、出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第26条

総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第27条

- 総会の議事における議決事項は、第24号第3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条

- 各正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の正会員を代理人として評決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条、次条第1項および第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数
(書面表決者または表決委任者がある場合はその数を付記する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第30条

理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
(招集)
- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集する。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記入した書面をもって、少なくとも5日前までに通知する。
- (議長)
- 第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- (議決)
- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (表決権等)
- 第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
2 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- (議事録)
- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
(1) 日時および場所
(2) 理事総数および出席者数および出席者の名前
(書面表決者にあってはその旨を付記する)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印する。

第7章 資産および会計

- (資産の構成)
- 第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金および会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(事業計画および予算)

第41条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得る。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経る。

(予算の追加および更正)

第44条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経る。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経る。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得る。

(解散)

第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得る。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得る。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）の際に有する残余財産は、総会の議決により選定された団体に譲渡する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得る。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2 第1項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理 事 長	金尾 千三	副 理 事 長	門田 潤美
理 事	和泉 正人	理 事	笹井 慶子
理 事	谷野 道雄	理 事	井上 佐智子
理 事	來山 典子		
監 事	高垣 勲	監 事	橋高 澤江

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、設立の日から2014年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第41条の規定に関わらず、設立総会の定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、設立の日から2014年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

入会金 0円 年会費 2000円

附則

この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。 (2013年5月21日法人設立認証)

附則

2016年5月28日の社員総会の議決による第16条の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。

2018年6月 2日の社員総会の議決による第52条の変更は、即日施行する。

2022年5月21日の社員総会の議決による第2条の変更は、即日施行する。

これは特定非営利活動法人びんご聴覚障害者福祉協会の定款の写しである。

2022年 5月 23日

特定非営利活動法人びんご聴覚障害者福祉協会

理事長 谷野 道雄